

全技連マイスター会次期役員候補者推薦基準

（目的）

第1 この基準は、全技連マイスター会定款（以下「定款」という）第12条及び第13条の規定に基づき選任する役員の候補者の推薦について、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員候補者の推薦）

第2 全技連マイスター会専務理事（専務理事が欠けたときは会長が指定する者。以下「専務理事」という）は、各役員候補者につき、以下に定める基準に従い、その原案を調整し、理事会に付議するものとする。

2 理事会は、前項により付議された原案に基づき役員候補者を決定し、理事候補者及び員外理事候補並びに監事候補者については総会に提案し、会長候補者及び副会長候補者並びに専務理事候補者については、役員選任を行う総会後初めて開かれる理事会（以下「理事会」という）に提案するものとする。

（各支部選出理事候補者）

第3 定款第13条第4項により選任する理事（以下「各支部選出理事」という）については、各支部（支部の置かれていない県にあっては、当該県に所属する全技連マイスター会会員。以下「各支部」という）の意見を聴取し、前条第1項の原案を調整する。

（員外理事候補者）

第4 員外理事候補者については、会長の指名により、第2条第1項の原案を調整する。

（監事候補者）

第5 監事候補者については、会長の指名により第2条第1項の原案を調整する。

（会長候補者）

第6 会長候補者については、一般社団法人全国技能士会連合会会長の職にある者をもって第2条第1項の原案を調整する。

2 会長候補者が会員の場合は、当該候補者の所属する各支部において、第3条による各支部選出理事候補者とする。また会長候補者が会員外の場合は、第4条による員外理事候補者とする。

(ブロック選出副会長候補者)

第7 定款第13条第3項前段に定める副会長(以下「ブロック選出副会長」という)については、各支部の意見を聴取し、第2条第1項の原案を調整する。

ただし、同一ブロック内において複数人の提案があった場合には、専務理事は、当該ブロック内各支部との間で協議を行い、候補者を1名とする原案を調整しなければならない。

2 ブロック選出副会長候補者は、当該候補者の所属する各支部において、第3条による各支部選出理事候補者とする。

(単一職種団体選出副会長候補者)

第8 定款第13条第3項後段に定める副会長(以下「単一職種団体選出副会長候補者」という)については、全国寝具技能士会連合会、全国印章技能士会連合会、一般社団法人全国日本調理技能士会連合会、全国石材技能士会及び全日本貴金属技能士会連合会(以下「単一職種5団体」という)の意見を聴取し、第2条第1項の原案を調整する。

ただし、単一職種5団体において2人を超える提案があった場合には、専務理事は単一職種5団体との間で協議を行い、候補者を2名以内とする原案を調整しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単一職種5団体のうち、意見聴取年度の7月1日現在の全技連マイスター会会員が30名未満の団体に対する意見聴取は行わない。

3 単一職種団体選出副会長候補者は、当該候補者の所属する各支部において、第3条に基づく各支部選出理事候補者とする。

(専務理事候補者)

第9 専務理事候補者については、会長の指名により第2条第1項の原案を調整する。

2 専務理事候補者が会員の場合は、当該候補者の所属する各支部において、第3条による各支部選出理事候補者とする。また専務理事候補者が会員外の場合は、第4条による員外理事候補者とする。

附則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

この基準は、令和2年6月1日から施行する。